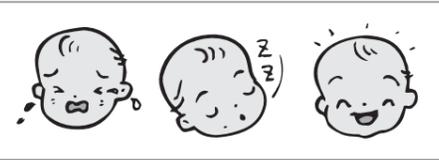


知っ得情報プラザ



麻しん(はしか)と風しんの予防接種が変わります！

げんき課からのお知らせ



もう一度、お確かめください 国民年金を納め忘れていませんか？

市民課国民年金係からのお知らせ

保険料の未納にご注意を！
今年も残すところ1カ月ほどとなりましたが、国民年金保険料の納め忘れ、就職・離職などに伴う各種届出のお忘れはありませんか、もう一度お確かめください。

■納め忘れが続くとどうなるの
国民年金保険料の納め忘れが続くと、老後に受ける老齢基礎年金が減額されたり、受けられない場合もあります。

また、万が一病气やけがで障害になったときの障害基礎年金や一家の働き手が家族を残して亡くなった場合に遺族基礎年金が受けられない場合もあります。

■納め忘れが続くとどうなるの
国民年金保険料の納め忘れが続くと、老後に受ける老齢基礎年金が減額されたり、受けられない場合もあります。

また、万が一病气やけがで障害になったときの障害基礎年金や一家の働き手が家族を残して亡くなった場合に遺族基礎年金が受けられない場合もあります。

■納め忘れが続くとどうなるの
国民年金保険料の納め忘れが続くと、老後に受ける老齢基礎年金が減額されたり、受けられない場合もあります。

また、万が一病气やけがで障害になったときの障害基礎年金や一家の働き手が家族を残して亡くなった場合に遺族基礎年金が受けられない場合もあります。

■どのような事が変わるのですか？
平成18年4月1日より麻しん(はしか)と風しん対策をより一層強化するため、麻しん(はしか)と風しんのMR混合ワクチンの2回接種制度が導入されます。【表】

■どうして予防した方がいいのですか？
麻しんや風しんは幼児期早期にかかってしまうことが多いということがわかっています。

麻しんと風しんの予防接種は、お母さんの免疫がなくなる生後12カ月以降なるべく早期に接種することがお子様自身の予防だけでなく、社会全体の感染症の予防(まん延防止)のため大変重要だからです。

■担当課から一言お願いします
現在、麻しんと風しんの予防接種を受けていないお子さんは、早期に接種を受けることをお勧めします。

☎市・げんき課
49・2558 (直通)

■来年の4月1日以降は以下のとおり改正されます【表】

	ワクチン	対象者	接種方法
改正前	麻しん	生後12カ月から90カ月未満	1回接種
	風しん	生後12カ月から90カ月未満	1回接種
改正後	麻しんと風しんの混合	第1期：生後12カ月から24カ月未満 第2期：5歳以上7歳未満(就学前1年間)	2回接種(MR混合ワクチンを第1期、第2期で1回ずつ接種)

来年の4月1日以降、定期(法律に基づく)の予防接種としては、MR混合ワクチンのみとなり、現在使用されている麻しん及び風しんワクチンに関しては、かかりつけの医師とご相談のうえ、保護者の希望により接種を受けることは可能です。その場合は、移行措置として接種料金は無料になりますが、任意の予防接種の扱いとなります。

■下記の場合には、必ず届出をしましょう！

こんなとき	種別	届出先	必要なもの
20歳になったとき (厚生・共済年金加入者除く)	第1号被保険者届	市役所国民年金課	印鑑
会社、役所等を退職したとき (扶養の配偶者も一緒に届出を)	第2号 第1号 第3号 第1号		印鑑、退職年月日の分かる書類
配偶者の扶養からはずれたとき (離婚、死別や収入が増えたとき)	第3号 第1号		印鑑、扶養からはずれた年月日の分かる書類
会社員、公務員になったとき (就職、再就職)	第1号 第2号 第2号 第2号 第3号 第2号	勤め先	印鑑、本人・配偶者の年金手帳
	第1号 第3号 第2号 第3号	配偶者の勤め先	印鑑、年金手帳
	第1号被保険者届	市役所国民年金課	印鑑、離職票など
保険料納付が困難なとき 免除申請、若年者納付猶予の申請	第1号被保険者届	市役所国民年金課	印鑑、離職票など

■年金受給者の皆さん現況届は忘れずに！
現況届は年金をもらっている方が、引き続き年金を受ける権利があることを確認するために毎年1回社会保険庁に提出するものです。
届け出を忘れると年金の支払いが差し止められてしまいます。年に1度の大切な届け出です。期限に余裕をもって忘れずに提出しましょう。

☎留萌市役所市民課国民年金係 ☎42・1805
北海道社会保険事務局留萌事務所 ☎43・7211

一口メモ
70歳未満の高齢任意加入できる期間が延長(平成17年4月より)
国民年金の加入期間は20才から60才までですが、年金受給権を得るために期間が足りなかったり、年金額を増額するために60才を過ぎて65才まで任意で加入できる制度があります。
また昭和30年4月1日以前に生まれた方には、特例で70才までを限度に資格期間が満たすまで任意で加入することができます。
さらに、今回の改正でこの特例が昭和40年4月1日生まれの方まで延長され、申出により、65才から70才に達するまでの間において、受給期間を満たすまで被保険者となり、保険料を納めることができるようになります。

詳しくは北海道社会保険事務局留萌事務所にお問合せください。
☎43・7211
☎留萌市役所市民課国民年金係 ☎42・1805 (直通)

編集・発行

留萌市企画財政部企画調整グループ

広報るもいへのお問合せ

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地『広報るもい』係

☎0164-42-1809 / FAX0164-43-8778

ホームページ <http://www1.sphere.ne.jp/rumoi/>

E(電子)メールアドレス rumoi@seagreen.ocn.ne.jp

クイズの応募方法

「答え、意見・要望、氏名、住所、性別、職業、電話、電子メールアドレス」を記入し、ハガキ、電子メール、FAXで上記まで送ってください。応募者の中から抽選で5名に『商品券』が当たります!!応募期限は12月26日です。

●人の動き●平成17年10月末現在。()は前月比

人	男	女	世帯
27,325(+20)	13,328(+14)	14,038(+6)	12,865(+13)

2005年12月号 / 通巻573号 印刷 / 留萌印刷㈱

この広報誌は、再生紙を使用しています

得 クイズるもいのつぼ

先月号のクイズの答えは、協働です。
(問題は、「市民一人ひとりがお互いに支えあい、市民と行政が理解と信頼のもと、役割分担と連携をはかりながら、日常の問題を解決する環境づくりを(きょうどう)のまちづくり」といいます。 に入る文字をお答えください。)

今月号のクイズ
「京都議定書の「温室効果ガス6%削減」という目標を達成するための国民的プロジェクトは、「チーム・6%」といわれます。 に入る文字をお答えください。」
(ヒント:毎号掲載しています生活環境課からのコラムをご覧ください。)

冬道は滑るから、ゆっくり慎重に。しない、させない、飲酒運転